## 事例番号:300438

# 原因分析報告書要約版

産 科 医 療 補 償 制 度 原因分析委員会第二部会

## 1. 事例の概要

- 1) **妊産婦等に関する情報** 初産婦
- 2) **今回の妊娠経過** 特記事項なし
- 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 34 週 6 日

4:00 前期破水のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠34週6日 前期破水、陣痛ないためジノプロストン錠内服で分娩誘発

妊娠 35 週 0 日 ジノプロスト注射液投与で分娩誘発

妊娠 35 週 1 日 ジリプロスト注射液投与で分娩誘発

妊娠 35 週 4 日

9:55 オキシトシン注射液投与開始

13:20 頃- 胎児心拍数陣痛図で軽度変動一過性徐脈を認める

15:38 分娩進行なく帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 臍帯卵膜付着

# 5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:35 週 4 日
- (2) 出生時体重:2002g
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:実施なし
- (4) アプガースコア: 生後1分9点、生後5分9点
- (5) 新生児蘇生:実施なし

# (6) 診断等:

出生当日 低出生体重児、新生児一過性多呼吸の診断

(7) 頭部画像所見:

3歳6ヶ月 頭部 MRI で両側視床および被殻後方の T2 強調像での高信号 を伴った萎縮、大脳白質にびまん性の萎縮を認める

#### 6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 3 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師1名、看護師3名

#### 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠後期から出生までのどこかで生じた一時的な胎児の低酸素や虚血であると考える。
- (2) 一時的な胎児の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害による可能性を否定できない。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

#### 2) 分娩経過

- (1) 妊娠34週6日の電話対応(「家族からみた経過」によると破水疑いのため受診指示)は一般的である
- (2) 妊娠 34 週 6 日受診後の対応(破水の診断、超音波断層法実施、入院、抗菌薬 投与、分娩監視装置装着)および前期破水のため分娩誘発の方針としたこと は一般的である。
- (3) 子宮収縮薬の使用にあたり、口頭で説明し同意を得たことは一般的ではない。
- (4) 子宮収縮薬(ジノプロストン錠、オキシトシン注射液、ジノプロスト注射液)の投与量・増量 法および投与中の分娩監視方法(概ね連続的に分娩監視装置装着)は一般的

である。

(5) 妊娠35週4日に前期破水、分娩進行を認めず、帝王切開により児を娩出したことは一般的である。

#### 3) 新生児経過

出生後の管理(保育器収容、酸素投与、低出生体重児のため小児科管理、血液検査、胸腹部レントゲン撮影)および無呼吸、多呼吸を呈する状況のため、A 医療機関に新生児搬送としたことは一般的である。

# 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

- 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項
- (1) 子宮収縮薬を使用する際は、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則して、実施による利益と危険性について、文書による説明と同意を取得することが望まれる。
- (2) 分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。
  - 【解説】本事例では、実際の記録時刻と胎児心拍数陣痛図の印字時刻に ずれがあった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装 置等の医療機器の時刻合わせは重要である。
- (3) 観察した事項や処置、それらの実施時刻については、診療録に正確に記載することが望まれる。
  - 【解説】本事例は、胎児心拍数聴取方法、胎児心拍数陣痛図を判読した時刻、帝王切開決定時刻などについて診療録の記載が不十分であった。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施することが望まれる。
  - 【解説】臍帯動脈血ガス分析を行うことにより、分娩前の胎児の低酸素 症の状態を推定することが可能である。
- 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項なし。
- 3) わが国における産科医療について検討すべき事項
- (1) 学会・職能団体に対して

妊娠後期から出生までのどこかの時期に発症した異常が胎児低酸素・虚血を引き起こしたと推測される事例を集積し、原因や発症機序についての研究を推進することが望まれる。

# (2) 国:地方自治体に対して

妊娠後期から出生までのどこかの時期に発症した異常が胎児低酸素・虚血を引き起こしたと推測される事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。